

鎌倉市就労困難者特化型BPO事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和4年（2022年） 月
鎌倉市 障害福祉課

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「鎌倉市就労困難者特化型BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)事業業務委託」の受注者を選定するに当たり、本市の特性等を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者(優先交渉権者)として選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

鎌倉市就労困難者特化型BPO事業業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容

別紙「鎌倉市障害者就労困難者特化型BPO事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(4) 契約期間

令和4年(2022年)10月3日(月)から令和5年(2023年)3月31日(金)まで

(5) 事業費限度額

15,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

(6) 支払方法

最優秀提案者(優先交渉権者)の選定後、別途協議を行い、支払方法を決定します。

3 担当課

鎌倉市健康福祉部障害福祉課障害者雇用対策担当(担当:太田、関口)

所在地:〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話:0467-23-3000(内線:2694)

メールアドレス:shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話によるお問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時まで受け付けています。

4 参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする法人（以下「参加者」という。）は、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

ア 日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ このプロポーザル方式実施の公告の日から業務委託締結の日までの間のいずれの日においても鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成24年）の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）ではないこと。

オ 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に指定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

カ 地方税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 募集目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施が可能なノウハウや実施体制を確立していること。

ク 令和4年（2022年）10月3日（月）に円滑に事業が開始できること。

(2) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 「参加資格」に規定する要件を満たさなくなった場合

イ 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 見積額が事業費限度額を超えている場合

オ プレゼンテーションに参加しなかった場合

カ 選考の公平性を害する行為があった場合

キ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審議に反する行為等、選定委員会会長が失格であると認めた場合

5 スケジュール

事業所選定までの事務手順は次のとおりとします。なお、審査日等の日程が変更になる場合は、担当課から参加者に連絡をします。

日程		項目
令和4年 (2022年)度	6月1日(水)	募集要領等の公表 (本市ホームページに掲載)
	6月2日(木)～ 6月10日(金)午後5時	募集要項等への質問受付
	6月13日(月)	質問への回答 (市ホームページに掲載)
	6月2日(木)～ 7月1日(金)午後5時	参加申込書の提出
	7月6日(水)まで (予定)	参加資格の審査・通知
	7月8日(金)正午	企画提案書等の提出締切
	7月13日(水)(予定)	プレゼンテーション
	7月22日(金)(予定)	結果の通知

6 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、「4 参加条件」を確認の上、次に掲げる書類を提出してください。提出がない場合は、本プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込及び届出書兼誓約書(様式1): 1部

イ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料: 1部

ウ 法人の定款及び規則等: 原本1部、写し5部

エ 直近の事業報告書及び財務書類: 原本1部、写し5部

オ 企画提案概要(様式2): 原本1部、写し5部

カ 企画提案書(任意様式): 原本1部、写し5部

(企画提案書作成要領に基づき作成してください。)

キ 人員配置計画(様式3): 原本1部、写し5部

ク 事業費積算書(様式4): 原本1部、写し5部

ケ 業務経歴書(様式5): 原本1部、写し5部

コ 直近の納税証明書(法人の場合、法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税並びに消費税及び地方消費税)

※「写し」の提出書類においては、法人名、法人住所、代表者名等記載

欄を空欄にし、参加者等が特定できる表現やマークは標記・記載しないでください。

(2) 受付期間

令和4年(2022年)6月2日(木)から令和4年(2022年)7月1日(金)までの土日・祝日を除く午後5時まで(郵送の場合は令和4年(2022年)7月1日(金)必着)

(3) 提出方法

障害福祉課へ郵送又は持参により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「鎌倉市就労困難者特化型BPO事業業務委託参加申込書在中」と朱書きし、「書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法で郵送してください。

7 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、「質問票(様式6)(以下「質問票」という。)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和4年(2022年)6月2日(木)から令和4年(2022年)6月10日(金)午後5時まで

(2) 受付方法

質問票に必要事項を記入し、障害福祉課へ持参又はファックス送信、電子メールに添付して提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。なお、ファックス又はメール送信後には「障害福祉課」に受信確認の電話をしてください。

※上記以外の方法での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

(3) 質問及びその回答の内容は、令和4年(2022年)6月13日(月)午後5時までに鎌倉市ホームページ上にて公開する予定です。

8 プレゼンテーション・ヒアリング評価

(1) 実施日時

令和4年(2022年)7月13日(水)を予定しています。

(実施時刻等は参加申し込み締切後、個別に通知)

(2) 時間配分

各団体概ね45分間(プレゼンテーション15分以内、ヒアリング概ね30分)

※上記時間に団体の入れ替え時間、準備時間は含みません。

※当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。事前に提出した企画提案書等

の資料を基にプレゼンテーションしてください。なお、事前に提出した企画提案書等の資料はいかなる理由があっても返却しません。

※当日の説明者は3人以内（本業務を担当する者を必ず含む。）とします。

※プレゼンテーションは本業務の主たる担当者が行うものとします。

※プレゼンテーション時に具体的な実施場所について提示して下さい。

※プレゼンテーションは匿名で実施していただきます。このため、プレゼンテーションの場において、投影資料を含めて参加者が特定可能となるような表現はしないでください。

9 事業者の選定

(1) 選定・評価方法

選定方法はプロポーザル方式とし、鎌倉市就労困難者特化型BPO事業運営委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員が評価基準に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について評価し点数化します。この評価結果に基づき合計点数が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を委託契約予定事業者とします。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を最優秀提案者とし、更に見積額が同額であった場合は、選定委員会の投票で決定します。なお、応募団体が1団体であっても選定委員会を開催し、候補者の適否について評価します。

また、同一の評価項目において1点の評価を行った委員が審査を行った委員の2名以上に達した場合、または、審査を行った委員の合計点が満点の点数の5割に達しない場合は、その参加者を不適格とします。

※評価点は参加者ごとに公開しますが、個別の点数は公開しません。

(2) 選定結果通知

最終選定結果については、結果のいかんにかかわらず、令和4年（2022年）7月22日（金）まで（予定）に、選定の結果を電子メールにて通知するとともに、後日結果通知書を参加申込書記載の所在地あてに送付します。

(3) 結果の公表

選定結果については、契約締結後に本市ホームページで公表する予定です。

【評価項目】

項目評価		評価の視点	配点
法人の適格性	法人の適格性	委託期間中の事業の継続が可能であるか。	10
実施コンセプト	事業の基本方針	本事業の趣旨に沿うものであるか。	10
実施内容・方法	事業対象者の募集に対する事業計画	事業対象者となる人物の募集が可能であるか。	10
	就労支援に対する事業計画	事業対象者に応じた就労支援の提供が可能であるか。	10
	業務の開拓に対する事業計画	企業等から円滑な業務の受注が可能であるか。	20
	関係機関との連携	関係機関との連携は円滑に進められるか。	10
	個人情報保護の取組	個人情報の保護の取組に対する徹底は十分であるか。	10
職員等配置体制	職員体制、資格の有無	事業を実施するのに必要な職員が配置されているか。	20
施設運営概要	実施場所の立地条件や設備について	実施場所は適当であるか。	10
事業費	事業費の積算について	提出された事業費積算書の内容は妥当か。	10
合計			120

10 契約の締結

本業務の委託契約予定事業者に選定された参加者は、鎌倉市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

11 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 参加申込後に取り下げの場合は、参加申込取下げ書（任意様式）を提出

してください。

- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) この委託業務の契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市契約規則（昭和39年規則第20号）等関係法令等の定めるところによります。